

令和6年度第2回大和ゆとりの森の指定管理者選定委員会 議事録

- I. 開催日時 令和6年7月16日(火) 午前10時00分～正午
- II. 開催場所 大和市役所 会議室棟 1階 102会議室
- III. 出席状況 委員：6人
秀平 敦子委員(会長)、登 英夫委員(職務代理)、高橋 亮次委員、
浅野 真輝委員、玉田 結城委員、福士 忠生委員
事務局(担当課含む)：4人
- IV. 公開・非公開の状況
公開 非公開 一部非公開
- V. 傍聴 0人
- VI. 審議又は検討の経過及び結果
- A. 会議次第
- 1 議題
(1) 指定管理者募集要項及び評価表等について
2 その他
- B. 審議内容など
- ・事務局より、募集要項(案)等の修正箇所の説明が行われた。
 - ・次回の委員会は10月9日(水)とし、指定管理者応募団体の面接審査(応募者によるプレゼンテーション)と評価を行うことを説明した。
(※資料等は複数ページに渡るため掲載しておりませんが、市役所環境総務課で閲覧できますので、事前に連絡のうえお越しく下さい。)

1 議題

(1) 指定管理者募集要項及び評価表等について

－募集要項（案）について事務局より説明－

委員：団体等が応募した後に、提出した書類を変更することは可能なのか。

事務局：提出された書類の内容は、変更することはできない。

－仕様書（案）について事務局より説明－

委員：p 6（2）アとウの供用日について、園地は1月1日から12月31日まで、仲良しプラザは1月4日から12月28日ということでのよいのか。

事務局：そうである。

委員：p 15（キ）7点目、「1階の防災備蓄倉庫の運営は大和市危機管理課が行うものであるが、倉庫内に付帯する施設の保守、点検、修繕に係る業務については指定管理者が行うものとする。」とあるが、鍵は誰が持っているのか。

事務局：指定管理者と危機管理課とみどり公園課が所有している。

委員：実際に鍵が必要になった際に、指定管理者が行うと書かなくてよいのか。

委員：指定管理者が鍵を持っていて、倉庫の管理等をする際は鍵を使用すると思うが、どのような場面を想定しているのか。

委員：災害が発生した際に、指定管理者が防災備蓄倉庫を開けると書かなくてよいのか。

委員：災害時は、指定管理者があけるのか。

事務局：市職員が開錠する。夜間だと指定管理者が行う場合もある。

委員：p 22 の6（3）に「指定管理者は、災害時等において速やかに、応急活動拠点としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じること。」とあるが、これをもって指定管理者が災害時に鍵を開けて、準備をしてよいという捉え方でよいのか。

委員：毛布や食料を備えた防災備蓄倉庫は1階にあり、避難場所である応急活動拠点は2階の多目的ルーム等を指している。避難してきた人が入れないと困るため、応急活動拠点を速やかに開錠するように要請しているのが、p 22 の6（3）である。具体的な取決めは、指定管理者と危機管理課で協議していただく。防災備蓄倉庫は、物資の提供が必要な際に職員が開錠する。

委員：災害時は指定管理者が開錠してもよい、という文言は入れられないのか。

委員：備蓄の管理は危機管理課が行っており、災害時の対応については別途協議して定めると解釈できるが。

事務局：そうである。

- 委員：募集要項にあらかじめ書いておくべきではないか。後から言われても困ると思うが。
- 事務局：業務仕様書に、災害時の協力内容については、あらかじめ市と協議し、と書いてあるため、募集の段階でご提案の内容を書くことはできないと思われる。
- 委員：p 22～p 23 にかけて、災害時の対応については一通り書かれている。
- 委員：指定管理者が鍵を開けてもよい、とあらかじめ書いてあった方が指定管理者が応募しやすいのではないか。
- 委員：指定管理者がやるべきことはすべてやると読み取れるため、後から「そのようなことまでやるとは聞いていない」ということにはならないと思われる。
- 委員：災害の内容や規模によって、様々なケースが想定されるため、仕様書等で細部まで定めるのは難しい。危機管理課が主管のため、指定管理者が決定した後に、具体的話を詰めていけばよいと思う。
- 委員：物資は避難所ごとにあるわけではなく、北部・中部・南部に拠点となる備蓄倉庫があり、そこから必要に応じて各避難所に配布する運用となっている。南部の拠点がゆとりの森である。1階の防災備蓄倉庫にある物資は、ゆとりの森に避難してきた人だけのものではなく、危機管理課が、市全体の物資のバランスを考えて、分配をすると思う。指定管理者が勝手に開けて配布をするとなると、物資の管理が難しくなるため、災害時に指定管理者が防災備蓄倉庫を開けて、管理をするということはないように思う。事前に指定管理者と市が協議をすることと書いてあるため、この点についても盛り込んで協議をしたらよいと思う。
- 委員：災害時に指定管理者がやるべきことについては、別途定められることになっているため、p 15（キ）7点目及びp 22の6（3）はそのままでよいと思うが、いかがか。

－異議なしの声多数－

- 委員：p 21（7）エの3点目、「光化学スモッグ注意報や熱中症警戒アラートが発令した場合は、…」とあるが、気候変動法が改正され、神奈川県内全域が暑さ指数の基準を超えた場合に発令される熱中症特別警戒アラートが創設された。そのため、熱中症警戒アラートに限定するのではなく、熱中症警戒アラート「等」にした方がよいのではないか。
- 委員：光化学スモッグについても、警報等があるため、熱中症警戒アラート「等」にしたほうがよいと思うが、いかがか。
- 事務局：「熱中症警戒アラート等」に修正する。
- 委員：p 12（ア）の17点目、「指定管理者は毎日始業時に修景池エリアの擬木柵に掛けられた…」とあるが、仕様書は基本的にすべて指定管理者が主語となっているため、あえてここだけ「指定管理者は」と書かなくてもよいのではないか。

事務局：「指定管理者は」を削除する。

委員：個別計画に係る修繕に関する文章をすべて削除しているが、計画修繕を行うにあたり指定管理者との協力体制や個別計画については記載しなくてよいのか。

事務局：計画修繕は対象が遊具施設のみのため、p 14（カ）遊具の管理に「市が計画修繕を実施する際には、指定管理者に情報提供する。」、「修繕の際は立入禁止になるため、来場者に配慮をすること」という旨の文章を追記する。

委員：スポーツ施設の修繕についても記載が必要ではないか。

委員：遊具やスポーツ施設に限らず、市の行う工事等への協力に関する記載はないのか。

事務局：記載はしていないが、実際は、修繕等がある際は現指定管理者と調整をしている。

委員：スポーツ施設においても、計画修繕はあるのか。

委員：計画修繕はないが、人工芝の張替えを行った際、施設が使用できない期間があった。また、突発的な修繕により、施設が使用できなくなることも考えられる。

委員：スポーツ施設でも長期間使用できない期間があるなら、その他に記載した方がよいのではないか。

事務局：計画修繕以外にスポーツ施設等の単独修繕もあるため、全体的な工事等に関する文言を追記することにする。

委員：p 30 の賠償責任保険について、第 1 回と比較して大幅に文章が削られているが、内容に変更はないのか。

事務局：第 1 回の際は、施設の管理瑕疵にかかわらず、公園でけがをした場合に見舞金を支払っていたが、それを削除した。また、施設の管理瑕疵に係る事故等によるけがについて、治療費や入院費、賠償金等以外にも保険による見舞金を支払っていたが、公共事業において見舞金を支払うことは適切ではないと判断したため、削除した。

委員：ゆとりの森に限らず、市内すべての公園において管理瑕疵の有無にかかわらず、見舞金を支払うための保険に加入していたが、市側に瑕疵がない場合にも見舞金を支払うのはおかしいと考え、全体的に見直しを行い、それに合わせた形としている。

委員：自主事業に関する保険に別途加入するよう記載があるため、市の施設の使用に限らず、イベントに関しても担保されるように思う。

－協定書（見本）について事務局より説明－

委員：第 6 条第 4 項に「乙は、第 2 2 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定を除き、…」とあるが、第 2 2 条は第 3 項までのため、第 4 項は削除するべきではないか。

事務局：第 6 条第 4 項を「乙は、第 2 2 条第 2 項及び第 3 項の規定を除き、…」に修正する。

－審査要領（案）・評価表（案）について事務局より説明－

質疑なし。

－審議の結果、委員から意見のあった修正を行うことを前提とし、すべての事務局案が承認された。－

2 その他

事務局から次回の選定委員会の開催予定について説明を行った。

<閉会>